## 静岡県知的障害者福祉協会定款施行細則

平成 25 年 12 月 13 日制定

## 第1章 目的及び会員

(目的)

- 第1条 この静岡県知的障害者福祉協会定款施行細則(以下「施行細則」という。)は、静岡県知的 障害者福祉協会定款(以下「定款」という。)を施行するについて、細部を定めることを目的とする。 (会員資格)
- 第2条 定款第7条第1項の正会員とは、静岡県内に所在地を置く社会福祉法人、公益法人、国及 び地方公共団体等が経営する知的障害者(児を含む)を主たる対象として障害福祉サービスを行 う施設及び事業所の管理者で、この会の趣旨に賛同するものとする。
- 2 定款第7条第1項の準会員とは、前項に規定する団体以外の知的障害者(児を含む)を主たる 対象として障害福祉サービス事業を行う施設及び事業所の管理者で、この会の趣旨に賛同するも のとする。

(入会・変更届)

- 第2条の2 定款第8条に規定する入会申込書は、様式1のとおりとする。
- 2 会員は、入会後に事業内容や定員等が変更になった場合は、実施事業・定員変更届(様式2) を提出するものとする。

(退会届)

第2条の3 定款第10条に規定する退会届は、様式3のとおりとする。

第2章 機関等

(機関)

- 第3条 定款第6条に定めるほか、当会の事業を推進するために、次の機関を置く。
  - (1) 正副会長会
  - (2) 施設種別部会
  - (3) 委員会及び専門委員会
  - (4) 施設種別支援スタッフ委員会

(機関の構成及び役割)

- 第4条 各機関の構成及び役割は次のとおりとする。
  - (1) 会員総会
    - ① 正会員は、会員総会において、定款第17条各号の事項を決議する。また、施行細則で定めた事項について承認を行う。
    - ② 準会員は、会員総会において、事業計画、収支予算、事業報告及び決算報告並びに理事会 決議事項等の報告を受けるとともに、会員総会を傍聴することができる。
  - (2) 理事会

- ① 理事会は、会長1名、施設種別部会役員10名、東部・中部・西部地区から推薦を受けた者3名で構成する。
- ② 理事会は、当会業務の重要事項を協議する。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については会長が専決し、これを理事会に報告する。
- ③ 理事である施設種別部会役員は、施設種別部会ごとに部会長6名、副部会長4名を選出する。
- ④ 部会長の内、4名が副会長となる。
- (3) 正副会長会

正副会長会は、会長、副会長及び事務局長で構成し、緊急を要する重要事項を協議する。

- (4) 施設種別部会
  - ① 施設種別部会は、利用者の支援の向上と職員の資質の向上を図るための活動を行う。
  - ② 施設種別は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会及び日本知的障害者福祉協会東海地区会の種別分科会の構成に準ずる。
- (5) 委員会
  - ① 委員会は、理事で構成し、当会の事業を推進するために専門分野ごとに専門委員会を設け、 事業の実施を担当する。
  - ② 理事だけで委員会を構成できない場合は、理事会において組織の構成員について協議し、決定することができる。
  - ③ ②による理事以外の専門委員会委員長は、定款第33条第2項の規定にかかわらず、理事会に出席できるものとする。
  - ④ 委員会及び専門委員会の構成は次のとおりとする。
    - ア 総務委員会

管理専門委員会、広報専門委員会

イ 研修委員会

保健・医療専門委員会、栄養専門委員会、事務専門委員会

ウ 事業委員会

スポーツ専門委員会、文化専門委員会、人材養成専門委員会

エ 危機管理・人権擁護委員会 危機管理/災害専門委員会、人権擁護/虐待防止専門委員会

- (6) 施設種別支援スタッフ委員会
  - ① 施設種別支援スタッフ委員会は、理事又は理事以外の正会員から担当者を定める。
  - ② ①による理事以外の正会員から選任された担当者は、定款第33条第2項の規定にかかわらず、理事会に出席できるものとする。

(施設種別部会の運営)

- 第5条 施設種別部会長は、事業を実施する上で必要な場合は、当該部会の構成員をメンバーとする企画運営チーム等を組織化することができる。
- 2 前項の場合、他の施設種別部会に属する管理者等をメンバーにしようとする時は、当該施設種 別部会長に了解を得るものとする。
- 3 第1項の企画運営チーム等の活動経費には、職員研究集会等開催事業費の施設種別部会研究集 会助成金を充てることができる。

(調査研究)

第6条 調査研究すべき項目は、正副会長会で協議し、理事会に提示する。

- 2 理事会は、提示された項目を調査し、研究するための組織を設置するとともに、担当理事を決定する。
- 3 理事会で決定した担当理事を中心に、理事会において組織の構成員について協議し、決定する。

## 第3章 役員他

(役員の選任)

- 第7条 各役員の選出方法は次のとおりとする。
  - (1) 会長

会長の選出は、別に定める「静岡県知的障害者福祉協会会長選出要領」による。

(2) 副会長

副会長は、児童発達支援部会、障害者支援施設部会、日中活動支援部会及び生産活動・就労 支援部会の部会長が兼務する。

- (3) 施設種別部会役員
  - ① 公益財団法人日本知的障害者福祉協会及び日本知的障害者福祉協会東海地区会の種別分科 会の構成に準じて選任する。
  - ② 各施設種別部会は、理事となる部会長、副部会長を施設種別会員の互選により選出する。
  - ③ 理事となる部会長は、施設種別ごとに1名(計6名)と副部会長は、副会長を兼務する施設 種別部会ごとに1名(計4名)である。
  - ④ 施設種別役員の選出は、静岡県知的障害者福祉協会施設長等研修会分科会を施設種別施設長会議に位置付けして、その会議において行う。
  - ⑤ 選出方法は、統一された方法に基づき行うものとし、部会長、副部会長の順にそれぞれ投票 を行い、最多票の者が選ばれるものとする。
  - ⑥ 統一された方法とは、様式4「施設種別部会役員投票用紙」を用いて行う投票をいう。
  - ⑦ 施設種別役員に選出された者が、その後の法人の人事異動等により所属しなくなった場合は、 当該種別部会において、後任者を選出する。
  - ⑧ 施設種別役員の選出における定足数は、委任状(様式5)を含めて、当該施設種別部会の投票権のある会員数の3分の2以上とする。
  - ⑨ 委任状の取り扱いは、施設種別部会出席者による議決に同意するものとし、議決数には算入 しない。
  - ⑩ 当会に加入している事業所を複数兼務する管理者の被選挙権は、事前に所属を決定したひと つの施設種別部会とする。また、投票は、その兼務する部会に出席して、それぞれ投票を行 うものとする。
  - ① ⑩に定める事前に所属を決定したひとつの施設種別部会とは、様式6により届け出た部会とする。
- (4) 地区推薦役員
  - ① 各地区の障害福祉の現状を当会の施策に反映するために、地区正会員の互選により地区推薦役員を選出する。
  - ② 地区推薦役員の選出は、静岡県知的障害者福祉協会施設長等研修会の際に開催する地区別施 設長会議において行う。

- ③ 地区推薦役員に選出された者が、その後の法人の人事異動等により所属しなくなった場合は、当該地区において、後任者を選出する。
- ④ 地区推薦役員の選出は、以下の3地域から各1名とする。

ア県東部地区

イ 県中部地区

ウ県西部地区

(5) 委員会及び専門委員会

委員会及び専門委員会の担当者は、会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

(6) 施設種別支援スタッフ委員会

施設種別支援スタッフ委員会の担当者は、会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

(7) 監事

監事の選任は、会長が理事会に推薦し、承認を得たうえで、会員総会の決議を得て行う。 (支援スタッフ委員の選任)

第8条 各施設種別部会部会長は、支援スタッフ委員を指名し、会員総会の承認を得る。 (役員の職務)

- 第9条 役員等の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は、当会を代表し会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。その順位については、 任期最初の理事会において会長が指名し、会員総会の承認を得る。
  - (3) 理事は、当会の業務を分担執行する。
  - (4) 施設種別部会長は、部会活動を統括し、副部会長はこれを補佐する。
  - (5) 専門委員会委員長は、委員会活動を統括し、副委員長はこれを補佐する。
  - (6) 施設種別支援スタッフ代表は、職員の代表として当会の活動に関与する。
  - (7) 監事は、当会を監督し、会計を監査する。
  - (8) 事務局長は、当会の事務及び会計を処理する。

(役員の任期)

- 第10条 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、定款第28条第2項の補欠による場合も同様とする。
- 3 定款第28条第4項に定める会長の再任の制限は、通算して3期6年の場合も適用する。 (監事)
- 第10条の2 監事の報酬は、会長が理事会の承認を得たうえで、会員総会の決議を得るものとする。
- 2 監事の交通費等は、旅費規程の定めるところにより支払うものとする。

(顧問)

- 第11条 顧問は、理事会において推挙された本会の功労者とし、会員総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 2 委嘱期間は、理事会において定める。
- 3 顧問は無報酬とする。ただし、交通費等は静岡県知的障害者福祉協会旅費規程(以下「旅費規程」という。)により支払うものとする。

(相談役)

第12条 相談役は、理事会において推挙された外部の知識経験者で人格識見に卓越した者とし、会

員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

- 2 委嘱期間は、理事会において定める。
- 3 相談役の報酬は、会長が理事会に諮って決定する。
- 4 相談役の交通費等は、旅費規程の定めるところにより支払うものとする。

## 第4章 その他

(収支予算)

- 第13条 定款第44条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。 (事務局)
- 第14条 定款第47条第3項の事務局長の任用は、静岡県手をつなぐ育成会事務局長を充てるものと する。
- 2 定款第47条第4項の事務局の組織及び運営に関しては、静岡県手をつなぐ育成会事務局に委託 するものとする。

附則

- 1 この施行細則は、平成25年12月13日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 26 日に制定し、同年 4 月 27 日に施行された静岡県知的障害者福祉協会定款施 行細則は廃止する。

(静岡県知的障害者福祉協会会員名簿等の作成、活用及び管理等に関する規程の一部改正)

3 静岡県知的障害者福祉協会会員名簿等の作成、活用及び管理等に関する規程(平成25年3月15日制定、同年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第10条中「県知協正副会長会議」を「県知協正副会長会」に改める。

- 4 この施行細則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この施行細則の一部改正は、平成29年4月28日から施行する。